

# 山口県報

令和元年  
10月8日  
(火曜日)

## 目 次

○告示  
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....

○公告  
土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定(農村整備課).....

令和元年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課).....

○人委規則  
職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....

### 山口県告示第百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年十月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	関 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団年光整形外科	外科	周南市大字久米二八〇一の五		令和元、	六、三〇
永末耳鼻咽喉科医院		清水町五番一号		〃	〃
オレンジ薬局		四番八一二号		〃	七、一三

### 山口県告示第百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年十月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

指定訪問看護事業者等 の名称 の所在地	訪問看護ステーション等 の名称 の所在地	指定年月日
ぶち介護サービス株式会社 下関市山の田東 町一番二〇号	ポラスケア訪問 看護ステーション 山口市湯田温泉 一丁目一番七号	令和元、 八、一

### (一三三) 土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定

次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和元年十月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の内容	施行地区	事業の種類
土地改良区の名称	南周防地区	土地改良施設の管理
田布施土地改良区		
二 縦覧の期間		
令和元年十月九日から同月二十八日まで		
三 縦覧の場所		
山口県農林水産部農村整備課		

(一三四) 令和元年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催  
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第十六条第二項の規定により、令和元年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

令和元年十月八日  
 山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習会の種別  
 家畜人工授精に関する講習会
- 二 開催場所  
 防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業担い手支援部  
 美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部
- 三 開催期間  
 令和元年十一月五日(火曜日) から同年十二月四日(水曜日) まで
- 四 受講者の定員  
 十五人
- 五 講習に係る家畜の種類  
 牛
- 六 講習科目

区 分	一般科目	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規
	専門科目	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精
実 習	家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精	人

- 七 受講申込書の提出期限  
 令和元年十月十七日(木曜日)
- 八 受講の手続  
 講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。
- 九 受講者の決定  
 受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。
- 十 受講手数料

一万八千四百二十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。  
 十一 その他  
 この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三三三四三四) 又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ  
 と。



職員の手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十条第二項中「起算して一月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合にあつては、当該期間の末日までの間)」に改める。

別記第八号様式の(裏)の退職した職員の注意事項中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる期間は、原則として退職の日の翌日から起算して/年間であること。ただし、当該期間内に妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者については、職員の退職手当の支給に関する規則第10条第2項又は第3項に規定する期間内に任命権者に申し出ることにより、当該理由により職業に就くことができない日数を加算した期間(その期間が4年を超えるときは、4年間)となること。

別記第八号様式の別紙中



令和元年十月八日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁